

令和6年度 精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等について

令和4年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正により、令和6年4月以降、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は、速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務づけられた。また、同改正において、都道府県知事（指定都市の市長）に精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等を公表することが義務づけられたことから、その状況を報告する。

1. 「業務従事者による障害者虐待の状況」

○ 通報・届出があった件数は、全体で52件（全国：6,258件）であり、その内訳は、業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による通報件数が8件（全国：1,514件）、業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による届出件数が44件（全国：4,744件）であった。

○ 虐待の事実を認定した件数は2件（全国：260件）あり、認定した虐待の事実に係る被虐待者数は2人（全国：413人）であった。その内訳は、女性が2人であった。

○ 認定した虐待の種別・類型ごとの件数は、身体的虐待が1件（全国：158件）、性的虐待が1件（全国：23件）であった。

		滋賀県	全国	
(1)業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報・相談件数		8	1,514	件
(2)業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出件数		44	4,744	件
(3)虐待の事実を認定した件数		2	260	件
(4)認定した虐待の事実に係る被虐待者数	① 男性	0	192	人
	② 女性	2	209	人
	③ 不明、その他	0	12	人
	小計	2	413	人
(5)認定した虐待の種別・類型ごとの件数(重複可)	① 身体的虐待	1	158	件
	② 心理的虐待	0	131	件
	③ 性的虐待	1	23	件
	④ 放棄、放置(ネグレクト)	0	23	件
	⑤ 経済的虐待	0	4	件

※ 県内の精神科病院数：12病院

2. 「業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置」

○ 認定した2件については、改善結果報告の提出を求めた。

		滋賀県	全国	
(1)	業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数	2	258	件
(2)	診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数	2	170	件
(3)	職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数	2	172	件
(4)	職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数	2	220	件
(5)	指定医により、入院患者の診察を行った件数	0	16	件
(6)	改善計画の提出を求めた件数	0	189	件
(7)	提出された改善計画の変更を命じた件数	0	4	件
(8)	① 必要な措置を採ることを命じた件数	0	8	件
	② ①に関する具体的な内容			
(9)	(8)の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数	0	0	件
(10)	入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数	0	0	件

### 3.「虐待を行った業務従事者の職種」

○ 認定した2件については、いずれも看護助手であった。

		滋賀県	全国	
(1)	医師	0	14	人
(2)	看護師	0	202	人
(3)	准看護師	0	58	人
(4)	看護助手	2	54	人
(5)	保健師	0	0	人
(6)	作業療法士	0	2	人
(7)	精神保健福祉士	0	3	人
(8)	社会福祉士	0	0	人
(9)	公認心理師	0	0	人
(10)	医療事務	0	0	人
(11)	その他業務従事者	0	9	人
(12)	不明	0	9	人
	小計	2	351	人